

## 「猛暑時の安全行動強化期間」実施要綱

### 1. 趣旨

昨今、地球温暖化により、最高気温 35°Cを超える猛暑日が連続して続き、屋外での作業がとてつ厳しい作業環境となっている。

例年、厚生労働省では夏季に熱中症が多く発生することから5月1日から9月30日までを「クールワークキャンペーン」として、熱中症予防に関する様々な取組み※1を呼び掛けている。

一方ここ数年の建設業における死亡災害発生状況を見ると、4月から5月を底にして6月以降上昇する傾向にあり、特に死亡災害はここ3年間では7月～9月に集中し※2、その内容を見ても不安全な行動によるものが散見しているところである。

なお、昨年県内でも熱中症による死亡災害が発生しており（建設業では令和4年に1件）「クールワークキャンペーン」による対策や様々な熱中症予防のための用品も導入されているところであるが、暑さによる人間への影響は、熱中症という疾病面だけではなく、熱帯夜による睡眠不足が蓄積し、高温などの不快な環境下で一定時間作業を続けると、疲労のために覚醒度が低下して注意力が低下するとされている。

さらに、気温が高いことで深部体温が上昇すると、脳内の温度も上昇し、情報処理能力が低下することにより不安全行動やヒューマンエラーを誘発するというリスクを含んでいる。※3

そのため、作業環境の管理を充実し、不安全な状態をなくすことによって本質的な安全を確保する必要があることが大前提であるが、それに加えて熱中症の発症予防の観点と共に、疲労の蓄積、集中力の低下などの健康状態を自覚した上で、行動を起こす前に、不安全な動きをしないという意識を強く持つことが必要なことである。

このような背景を踏まえ、神奈川支部独自で令和8年度以降も7/1～9/30の猛暑が予想される期間で、猛暑時においては特に安全行動を意識づける「猛暑時の安全行動強化期間」を展開することにより、普段の生活における健康管理の重

要性を意識し、体調が芳しくない状態で作業を行う際は一旦冷静になって一人KYを行い、十分な備えを行うという習慣を確立するとともに、夏場における熱中症予防並びに感電災害防止を含む安全衛生活動の定着を図ることとする。

なお、同期間においては上記のクールワークキャンペーン（5/1～9/30）及び墜落転落災害撲滅キャンペーン（8/1～9/10）が展開されていることから、それらの対策にも留意し、焦点を明確にすることが必要である。

## 2. スローガン

暑さ疲労で 切らすな集中 事故のもと

## 3. 期間（14次労働災害防止計画期間）

令和8年及び令和9年の7月1日～9月30日

最重点期間

- ・猛暑日を最初に記録した週
- ・お盆休み期間後の週

## 4. 実施体制

### （1）主唱者

建設業労働災害防止協会神奈川支部

### （2）後援

神奈川労働局、管内労働基準監督署

## 5. 実施事項

上記期間において、下記のキャンペーン実施事項に加えて以下の内容を重点とする

- ・クールワークキャンペーン期間 5/1～9/30
- ・墜落転落災害撲滅キャンペーン期間 8/1～9/10

### （1）周知広報活動

- ・広報物の作成（リーフレット、ポスターはデータ公開）
- ・支部ニュース等への掲載
- ・現場パトロール・安全大会等での周知
- ・ポスター・スローガン等の掲示

- ・ ホームページに「猛暑時の安全行動強化期間」を設け、各種情報（①本要綱及びリーフレット、②熱中症予防ガイドライン、③過去5年間の6～9月における県内の死亡等災害事例、④神奈川労働局の専用ページ（Mission Zero Kanagawa）へのリンクなど）を掲載する。

厚生労働省熱中症予防情報サイト

[https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu\\_taisaku/](https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/nettyuu/nettyuu_taisaku/)

- （2） 管理者による職場巡視の強化、作業行動前の一人KYの励行
- （3） 設備の本質安全化：墜落転落災害防止のための設備の本質安全化等の対策は墜落転落災害撲滅キャンペーンに準じて行う。
- （4） 作業環境管理、作業管理、健康管理：クールワークキャンペーンにおける対策に準じて行う。（脳内温度の上昇を防ぐために首回りを冷やすことが効果的である）
- （5） 感電災害の防止：機器の点検、漏電遮断器を通した機器の使用、電気機械器具の確実なアースの接地、送電線付近での作業については事前の計画を立て、監視人の配置を的確に行う。

※1 クールワークキャンペーン期間中に実施すべき事項

ア. 暑さ指数の把握

イ. 暑さ指数の評価

ウ. 作業環境管理

(ア、イに応じた作業環境の改善であり、不安全状態の改善ではない)

エ. 作業管理

(ア) 作業時間の短縮等

(イ) 暑熱順化への対応

(ウ) 水分および塩分の摂取

(エ) 服装等

(首周りの冷却が認知機能の改善に効果的などの記載が欲しい)

(オ) プレクーリング

オ. 健康管理

(ア) 健康診断結果に基づく対応等

(イ) 日常の健康管理

(ウ) 労働者の健康状態及び暑熱順化の状況の確認

(エ) 作業中の労働者健康状態の確認

カ. 労働衛生教育

キ. 異常時の措置

ク. 熱中症予防管理者等の業務

【参考】昨年改正施行された熱中症に関する労働安全衛生規則

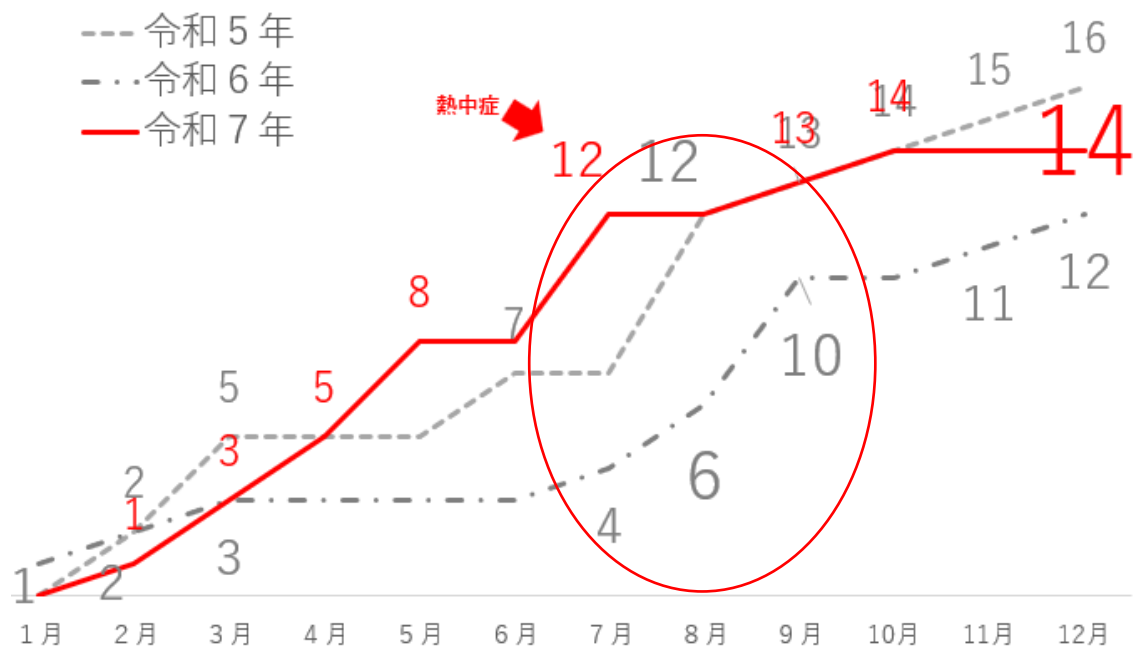
労働安全衛生規則第 612 条の 2

事業者は、焦熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、当該作業に従事する者が熱中症の自覚症状を有する場合又は当該作業に従事する者に熱中症が生じた疑いがあることを当該作業に従事する他の者が発見した場合にその旨の報告をさせる体制を整備し、当該作業に従事する者に対し、当該体制を周知させなければならない。

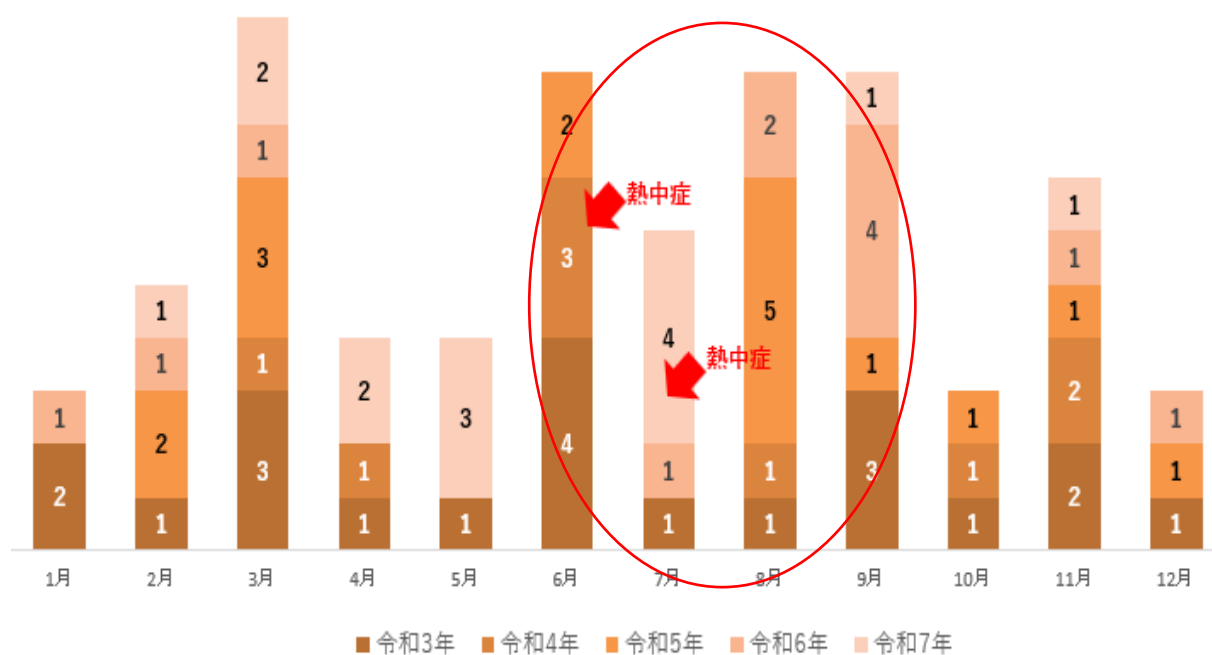
2 事業者は、昇熱な場所において連続して行われる作業等熱中症を生ずるおそれのある作業を行うときは、あらかじめ、作業場ごとに、当該作業からの離脱、身体の冷却、必要に応じて医師の診察又は処置を受けさせることその他熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置の内容及びその実施に関する手順を定め、当該作業に従事する者に対し、当該措置の内容及びその実施に関する手順を周知させなければならない。

※2 神奈川県における建設業の死亡災害等の状況

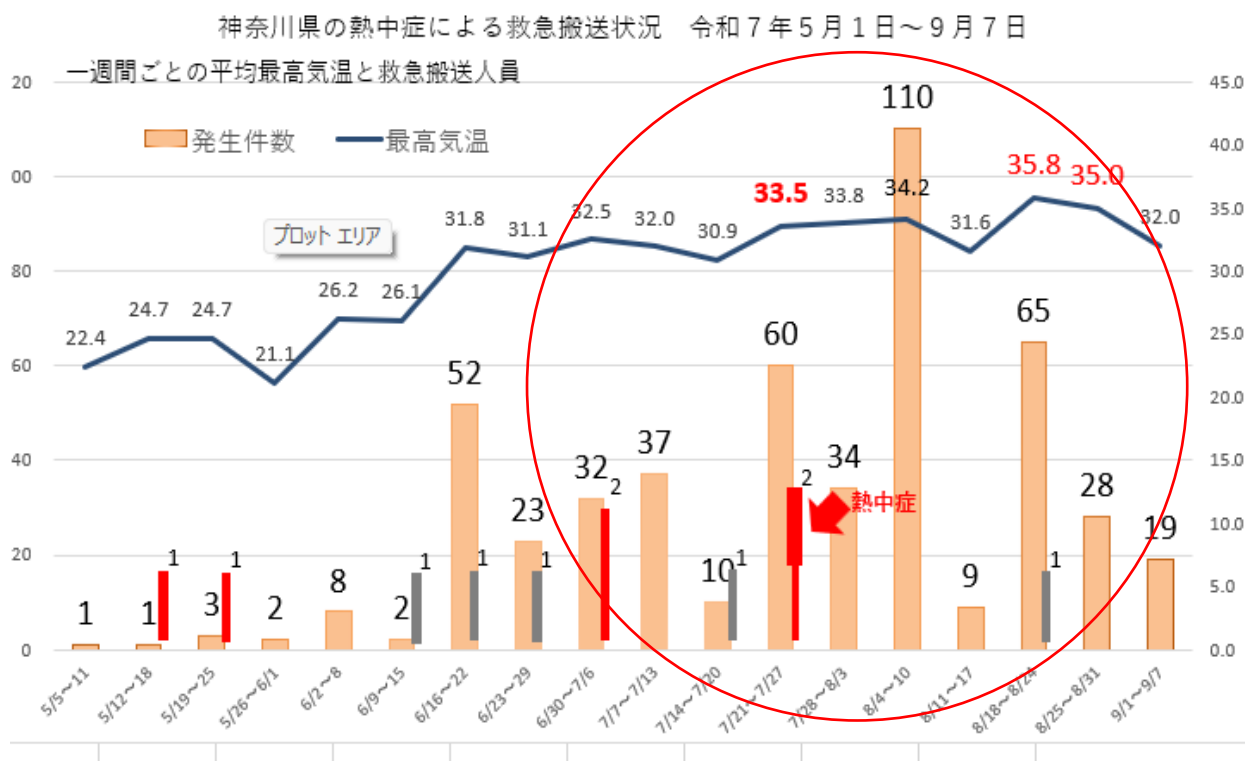
グラフ1 建設業における死亡災害（月別累計）



グラフ2 最近5年間の月別死亡災害の発生状況



グラフ 3 神奈川県における週ごとの熱中症救急搬送件数と最高気温



※消防庁によるデータをまとめたもの、対象となる件数は**仕事場①（道路工事現場、工場、作業所等）**での要請によるもの。  
 気象データは横浜気象台によるもので、一日の最高気温を単純平均した値である。